

第38号（第38条関係）

第 号		仮 領 置 書 控	
提出者	本 籍		
	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日		
適 用 法 条			
仮領置物件の種類及び特徴			
執 行 年 月 日 執行者の所属、階級 及び氏名			
処 理 結 果			
-----	印	----- 切 ----- 取 ----- 線 -----	印 -----
<p>第 号 仮 領 置 書 年 月 日</p> <p>提出者 殿</p> <p>公安委員会（法第25条第1項の規定による仮領置にあつては、警察署長） 印</p> <p>執行者の所属、階級及び氏名 印</p> <p>銃砲刀剣類所持等取締法第 条第 項の規定により、下記の物件を仮領置する。</p>			
提出者	本 籍		
	住 所		
	職 業 氏 名 生 年 月 日		
仮領置物件の種類及び特徴			
注 意 事 項	<p>1 仮領置した銃砲刀剣類及びけん銃部品の返還は、この仮領置書と引換えに行うこととなるから、大切に保管すること。</p> <p>2 法第25条第1項の規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して6月以内に返還を受けないときは、仮領置された物件の所有権は国に帰属する。</p> <p>3 法第8条第7項、第8条の2第2項、第9条の8第3項、第9条の12第2項、第11条第7項及び第8項並びに第11条の2第1項から第3項までの規定による仮領置の場合において、仮領置の日から起算して6月以内に返還の申請がないときは、都道府県公安委員会において売却（廃棄）することができる。</p>		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。